

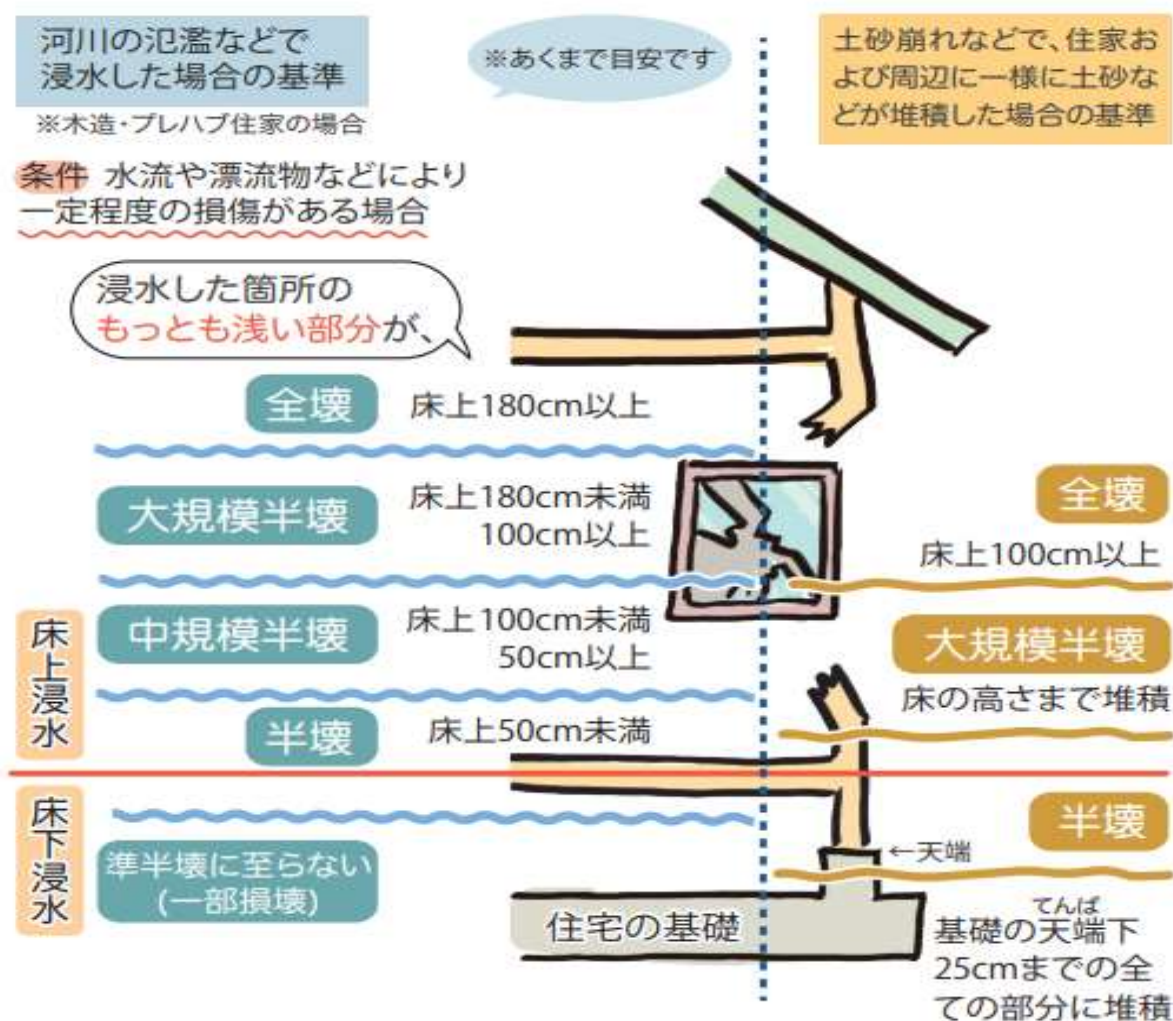
罹災証明の判定は変わらないの？

判定に納得できない場合には

罹災証明の判定結果に納得できない場合には、自治体に対して**再調査**を求めることができます。まずは、熱海市の担当課に対して、自分の住まいの被害の点数を聞き、どの部分がどの程度壊れていると評価されているのか、罹災証明の判定の仕組みとともに説明をしてもらうのも1つです。

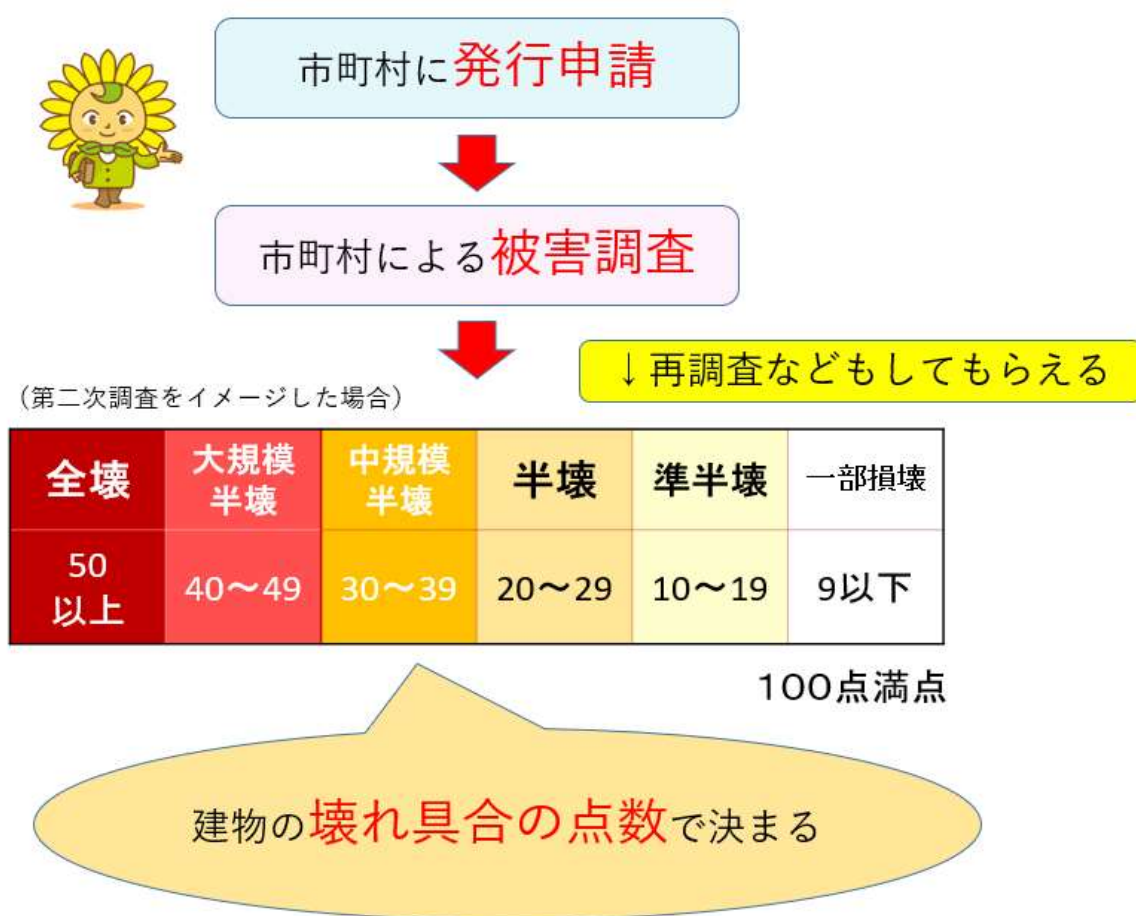
罹災証明判定の仕組み

罹災証明の調査方法は複雑ですが、今回のような土石流のような場合、大きく分けて2つの調査方法があります。



※状況や家屋によって異なる場合もあるため、目安として参照してください。

1 つは、左の図の右側の黄土色部分のように、**土砂などが住宅一面に堆積している場合に、その堆積の高さで全壊、半壊などを判断する基準**です。土砂の高さで単純に判断しますので、判定がシンプルで時間もかかりません。



出典「災害時の被災者支援制度と罹災証明の認定等について」

一方で、土砂の堆積などが無い場合には、上の図のように、**100点満点で住宅の壊れ具合を調査して、50点以上壊れていれば全壊、20点から29点までの壊れ具合なら半壊**といった形で判定されます。これを**第二次調査**といいます。

＜表 木造・プレハブ住家の部位別構成比＞

部 位 名 称	構 成 比
屋根	15 %
柱（又は耐力壁）	15 %
床（階段を含む。）	10 %
外壁	10 %
内壁	10 %
天井	5 %
建具 窓、サッシ、戸、ふすま、障子など	15 %
基礎	10 %
設備 水回り、ベランダ、システムキッチン、洗面台、便器、お風呂など	10 %

出典「災害時の被災者支援制度と罹災証明の認定等について」

100点満点の配点は、木造プレハブ2階建ての一般的な住宅の場合には、上の図のようになっています。ご覧のように、屋根には15点、外壁には10点など、建物の部位ごとに点数がふられています。屋根が完全に壊れていれば15点がもらえる、そういう仕組みです。

注意しなければいけないのは、この点数配分は、**2階建ての建物の場合でいえば、1階と2階を両方合せた点数**だ、ということです。そのため、たとえば、土石流で1階の床がすべて完全に壊れていても（壊れ具合は1から5までの5段階で評価されます）、2階に被害がなければ、床で満点の10点をとることはできないことになります。点数が伸び悩む原因の1つになります。

修理業者や建築業者さんの力を借りて

こうした罹災証明の判定の仕組みがわかって、なかなか自分一人で評価の問題点（壊れているのに評価から漏れている、もっと壊れているのに低くしか評価されていないなど）を自治体に主張することは難しいと思います。

この点、過去の被災地では、**修理業者や建築業者の協力を得て再調査により評価が変わった例**がいくつもあります。というのも、壊れた住宅については、その後修理したり、取り壊して新たに建物を建築したりするので、修理業者や建築業者が関わるのが通常です。そこで、そうした業者に、壊れた建物をみてもらい、当初の自治体による調査（住家被害認定調査といいます）では見落とされていたり、壊れ具合の評価が適切でなかったりしたところがないかチェックしてもらうのです。当初の調査に問題点があった場合には、簡単なものでもよいので、できれば**写真つきの調査報告書**のようなものを業者に作ってもらい、予め自治体の担当課に提出して、見てもらいましょう。専門業者による報告書を予め自治体も確認することで、再調査がスムーズになります。できれば**現地の再調査に業者にも同行してもらい**、現地でも説明してもらうとさらによいでしょう。こうして評価がより適切になり、点数が上がり、罹災証明の判定が変わることがあることは覚えておきましょう。

なお、災害時には[災害に便乗した悪徳商法](#)を持ち掛ける者もいますので、業者の選定には十分に注意しましょう。

時間の経過とともに被害が拡大したら？

り災証明の判定変更として1つ忘れてはいけないのは、**住宅の被害は、時間の経過とともに拡大することがある**ということです。

典型例は、千葉県に大きな被害をだした令和元年房総半島台風です。台風により数万件の住宅の屋根に被害がでましたが、その後壊れた屋根から雨水が入ったことで、屋根だけの被害から住宅内部の被害へと被害が拡大しました。

こうした場合、被害拡大に家主の明確な責任がない限りは、拡大した被害を前提にり災証明の判定がなされる必要があります。当初の自然災害と拡大した被害との間には因果関係があるからです。

当初は屋根だけでたとえば一部損壊と判定されていたけれども、その後の浸水被害も考慮されることで、**認定が半壊に変更になる**ということも珍しいことではありません。

今回の伊豆山地区の土石流災害でも同様です。既に多くの住宅で1回目の罹災証明の判定がなされていますが、現地の一部は警戒区域に指定されたために住宅の被害拡大を防止するための応急処置も、修理も何もできない状況です。こうした中では、カビや雨水の侵入などによって住宅の損壊被害が拡大することが容易に想像されます。しかもこの点に家主の責任は全くありません。

そのため、**今後住宅の被害が拡大した場合には、拡大した被害に応じて再度罹災証明の判定がなされるべきだ**と考えられます。このことも覚えておいてください。